切経律部零巻十一 種』『四分律刪繁補闕行事鈔科』『釈金剛経纂要科分』

金 |剛経纂要刊定記』 [金剛般若経会解]

ここに取り上げる経典は、 すでに書陵部 『和漢図書分類目録』上巻、 仏教の

の分類に以下の如く著録されている。

₩ 函

疏釈・語録」

切経律部零巻十一種

唐

釈道宣

五.九

四二二

七

号

|分律刪繁補闕行事鈔 四分律刪繁補闕行事鈔科 (四明姚家版) 四分律行事鈔資持記

釈元照

四分律比丘含注戒本 四分律含注戒本疏行宗記 四分律含注戒本疏

釈四分律含注戒本疏科分 曇無徳部四分律刪補随機羯磨

兀 |分律||補随機羯磨疏 釈四分律刪補随機羯磨疏科分

|分律補随機羯磨疏済縁記

イ 四分律刪繁補闕行事鈔科 下 宋 釈元照 明版

(四明姚家版) 四二二 兀

三 宋 釈子璿 明 版

ウ

釈金剛経纂要科分

(四明姚家版)

四二二

_

宋

闸]明洪悦洪昌楊昌陳章版) 六

兀

三

宋 釈善月

才

金剛般若経会解

エ

金剛経纂要刊定記

(四明方礼方信刊) =

五五六

— ○ 五

対象とした。 するので、以下に現状を述べ、各帖に見られる刻工名、 すでに先学により報告されており、ア群を報告書の写真版からではあるが比 項を掲示した。 較すると、一部を除き同版と考えてよい。中には相互に補完しうる部分も存む 文庫などに所蔵されており、書陵部本と重なるものが多く存する。これらは 属する経典は、 版ではなく、南宋時代の印刷であることが明らかとなった。さらに上記アに を行った中で判明した刻工名・刊記などから、これらは目録にいうような明 当該経典は書陵部の平成二一年度紙焼複製の対象書籍となり、 江省寧波周辺で明代に印刷されたもの、 以上のような目録の記載から、これらは中国の四明、 完本ではないが宋版として東寺・唐招提寺・東大寺・静嘉堂 なお版式等の比較には 一部実物調査を許された東寺所蔵本を と理解されてきた。この理解のまま 施財記などの書誌事 即ち明州、 その事前調査 現在の浙

管していた書籍のうち約三万点が永世保管を目的に宮内省に移管された。こ 社などから市中に流出し、 れらの書籍は旧徳川将軍家の紅葉山文庫本の一部と、維新前後の混乱期に寺 初めに全体の来歴にふれておく。明治二三年当時内閣所管の内閣文庫が保 明治政府が購入などで国の所管としたものであっ

同目録 れる。 当時の内閣からの移管目録には記載がない。 が中心となり行っていたためである。 ではないことが確認され分離されたものである。 いては不明である。 具扱いで移管されて来た。 たのであるが、 このうち後者の流出本の中に宋版の 六箱に収納されている。 現在このアからエは 「購買之分 本稿で紹介するアからエまでの経典はすべてこの 第十九号」に 「内務省」 後日の図書寮の整理により当該一切経とはツレ これは明治初期、 「金剛般若経会解 の刻印のある黒漆塗経箱(内法 5 なお、 切経 オは単独で整理されていたため 明治政府所管以前の所蔵者につ (四〇六・五三) 古記録などの保管は内務省 したがってアからエまでは 明版 **貳冊**」と著録さ が含まれて 一切経と × 32. 5

大でもあり以下では略称を用いることにする。ここでは総体的に見ていく。はじめにアからエについて述べるが、経名は長くれでは現状を述べよう。個々については後掲書誌事項一覧に記すので、

旧二種あり、 記 可 なお『資持記』中三下の表紙裏にはおそらく宋代とおぼしき書きさし反故紙 由御教示を受けた)。 を存する。 を計り、 ・ラボ代表宍倉佐敏氏より、竹繊維に青壇を混入し、米粉を加えた紙である 匹 () 能 性が高い。 すべて一板一紙の折本装で、 外題は数帖は打付けに記すが、 のように墨書する 一八粍) 紙を二折半 新 旧は一二・五×二・七ぢ前後の竹紙と思われる紙で、 は薄様竹紙で比較的新しく、 生成の竹紙、 表紙は濃いめの香色の薄様竹紙に補強の紙を裏打ち。 (五面) (写真1)。 に装訂する。 色は練色 およそ縦三〇・五、 この題箋紙は表紙に裏打ちされて 殆どに題箋を貼る。 (紙素材については、 図書寮で整理の際新たに付した 料紙はやや厚手(厚凡そ○・ 横一一・○ホン前後 題箋には新 宍倉ペーパ 「資持

いる補強紙に酷似するから、原装と考えてよいかも知れない。

刊記等 と考えてよい。 本文は南宋前期の版に補刻葉も交じっているので、この校記は補刻時のも の年号である。『行宗記』一下の嘉定六年は他の二つに比べ時代が少し降るが、 定癸酉」(六年・一二一三) は (四年・一一七七) 『行事鈔』下四に 刊記等で年紀が明らかなものは、 の刊記 「紹興三年」(一一三三) (写真6) 校記が、 またエ『刊定記』巻六には が認められる。 後掲一覧にも示すように、ア群で の重刊記、『行宗記』一下に いずれも南宋中期まで 「淳熙丁酉

刻工名 き、 特に 阿部隆一氏、 が、 禅院で王氏により開版された思渓版 る紹興年中 各紙右端の継ぎ目糊代部分に刻される。 また「高起」「洪先」「施宏」は、 判読できる刻工名は後掲一覧に示した。 「徐彦」「高起」 経名、 (一二世紀中期) 尾崎康氏ら先学の調査により南宋中期までの出版物に見られ 丁数、 「洪茂」「方成」「江政」「江先」は、 刻工名など冊子本では版心に刻まれる事項は、 明州刊 『文選』 切経の刻工中にも見える。 南宋前期に湖州 そのため判読可能な箇所は限られる など、 そこに見られる刻工達の多くは 南宋前期の書籍に確認で (浙江省) 書陵部でも所蔵す 思渓の円覚 すべて

である。各葉での記載はない。洪昌、楊昌、陳章が刻字したことが知れる。やはり南宋前期に活動した刻工洪昌、楊昌、陳章が刻字したことが知れる。やはり南宋前期に活動した刻工六末尾に「四明洪悦洪昌/楊昌陳章刑」と記されるように、巻工『刊定記』は目録に「四明洪悦洪昌楊昌陳章版」と記されるように、巻

印記 するところは『行事鈔科』、『戒本疏』二下、 を除く全帖の巻末に縦三・四 まず、 ア群は目録上に 四四 横一・ 明姚家版」 四チッの と注記されているが、 四明姚家 同四下、 『戒本疏科分』 /印造経書」(写真2) その依拠 の四帖

四明姚家の印造印はどこからも報告されていない。 家の印造印は捺されていない。 あったろう。なお、目録ではイ・ウも「四明姚家版」とするが、 他機関でも所蔵し、 捺されていたとは限らないが、 印造印が存することによる。 もともとは存したとも考えられる。 姚家はおそらく明州周辺地域に所在した経鋪といわれる印刷業者で 比較するとほぼ同版であることを述べたが、 しかし形態等はアに同じい。 今後の課題として残る。 ただし、 『戒本疏』 ところで先にア群の経典の一部は 以下の三帖は現状尾 同版であっても必ず印が 新史料の出現に俟ち 実際には姚 しかしこの 欠で

ある。

いる。 られ、 ど全紙に亘り捺されている事が報告されている。(6) とされたり、 が山口県快友寺所蔵明版 紙紙背に捺される「法華山寺」 捺されているものに、 紙背の不定位置に捺されていることは両者に共通する。 回の実物調査の折り実見した結果、 が見られるが、 紙背には東寺所蔵本にも捺されていることが赤尾栄慶氏により報告されてい と述べられている。 氏は「各紙の紙背には中国で捺されたとみられる一・二四四方の黒方印 印文は「空覚」(写真4)と読めるが、「空覚」なる人物は不詳である。 「空覚」 その性格は印刷の発注者の目印として印刷業者が捺したと考えられて ア群の紙背には『行事鈔科』を除き、 糊代部分に隠れているような状況から、 印もそうであればア群の将来には空覚なるおそらく僧侶が関 残念ながら判読が難しく天地もはっきりしない」(印影を掲 書陵部所蔵福州版一切経の主として開元寺版の殆ど全 「空覚」とは別印であることは明らかであるが、 一切経には 印 (方二・八5%)がある。 同寸法の印であること、 「内翰弘文/院荘回生」 方一・二だの朱印が捺されて これらの印は 印刷前に捺されたとみ 同様な状況で紙背に また紙背ではない 印が、 印の捺され方が 一部が切り落 やはり殆 今

わり、明州の姚家という経鋪に印刷させたと考えることが出来る。

いずれかの時点で合わせられた可能性もある。イの『行事鈔科』とは同版でなおア群の『行事鈔科』には右の二つの印が存しないから、本邦将来後の

閲読したことが窺える(『羯磨疏』一上)。 凹部が後の面まで写っており、角筆の使用主は一折二面を冊子のように捲り 以がなや角筆点も見られる。角筆については筆者のよく指摘できるところで りがなや角筆点も見られる。角筆については筆者のよく指摘できるところで 調点、避諱欠筆等 約半数強の帖に朱の句読点が付され、一部に片仮名の送

が似る。 〇・〇八~〇・一〇)であり、 著すところである。 巻下尾有四明方礼方信刊一行」と著録されるもので、 明沙門栢庭善月述、 釈家類に 述べる。 あるように厳密ではなく、「敬」字ではむしろ欠画されていないものが多い。 以上ア〜エについて述べてきたが、 欠筆はア〜エで「玄」 形態は冊子袋綴 「金剛般若波羅蜜経会解 二巻! 前後有嘉定辛未善月序跋、 法量等は後掲一覧に示したが、料紙は生成の薄様竹紙(厚 「弘」「敬」字に見られる。 (四針装) 書陵部所蔵南宋版『誠斎集』 で、『図書寮漢籍善本書目』 最後にオ『金剛般若経会解』について <u></u> 五五六 四周双辺毎半葉十行行二十字、 しかしこれまでも指摘の 一 〇 五 四明の沙門栢庭善月の の料紙に風合 明刊本、 巻三 子部 題四

工表では他でもいくつかの同一の南宋刊本に重なって見られ、それは南宋中(写真7)、跋末尾に「刊者顧達」と刻す。このうち方信・顧達は阿部氏の刻刻工は上巻序の版心に「四明方信刊」、下巻本文末尾に「四明方礼方信刊」

と目される。欠筆は「玄」「恒」字に確認できる。心として活動していた人々であり、印刷もやはり杭州から明州にかけた付近とは断定できないが、時期的には方信らの活動時期に合う。彼らは杭州を中期の浙刊本補刻葉に多い。序にある「嘉定辛未(四年・一二一一)」は刊年

そこで表から透かして見たのであるが充分な確認は出来ないので、ここではい。他丁の状況は紙も薄様であるから、紙背の細かい確認作業は憚られる。してそこには凡そ方一共の朱印が捺されていた。印文は不明瞭で判読できなところで、上巻第二三丁は版心部分が完全に裂けており紙背を望める。そ

印のあることを記録するに留めておきたい。

『東宝記』 と考えると、 して書陵部本は先述の「空覚」印が、 の二点から東寺本は嘉熙二年から二、三年の内の印刷と推定されている。 入されたと考えられており、 など、この二本はあまり隔たらない時期の印刷と考えてよかろう。東寺本は 面の摩滅具合や版木のヒビ、字の欠け具合などが同じ様相を呈していること れる刻工の活動時期から判断すると南宋前期刊本としてよいと考えられる。 において南宋版であることは疑いなく、ア〜エでは刊記の年紀と各帖に見ら 本と比較したとき、 しかし補刻葉とおぼしき版も見られるから、 反故紙が用いられ、中に嘉熙二年(一二三八)の年紀を持つものがあること、 以上述べてきたように、ここに紹介する経典は刊記、 の記載から仁治二年(一二四一)に宣陽門院覲子内親王により施 ア群と東寺本との先後関係は明らかではないが、『行宗記』 同版であること以外に表紙、 赤尾氏は、 発注者の目印に印刷業者が捺したもの このことと東寺本の表紙裏に南宋代 印刷は後刷である。ア群を東寺 料紙が同じであること、 刻工そして料紙など 印 対

たと考えることが出来る。下の校記の嘉定六年(一二一三)以降に一括して明州姚家の工房で印刷され

剛般若経会解』は序の年紀嘉定辛未(四年)以後のやはり南宋中期の印刷でこのように、アからエまでの経典はすべて南宋前期刊中期修印、またオ『金

あると考えてよい

礼申し上げる次第である。
今回実物調査の機会に恵まれた。調査にご理解を頂いた両機関には改めて御付記 東寺並びに静嘉堂文庫所蔵本については、本文でも記したように

註

- $\widehat{1}$ 紀要 今回参考にさせて頂いた報告は発表順に以下のものである。 五〇、五一頁 持記』『四分律刪補随機羯磨疏済縁記』類について」 実践女子大学文学部 牧野和夫「東大寺図書館蔵 告書』 東大寺 東宝記』 東寺 京都国立博物館 第三四~三六集 図版篇一七九、一八二~六頁 静嘉堂文庫 唐招提寺の項 平成七年、赤尾栄慶「東寺所蔵 学叢一八号 平成三~五年、『静嘉堂文庫宋元版図録』解題篇 『四分律含注戒本疏行宗記』『四分律行事鈔資 平成八年、『奈良県所在 奈良県教育委員会 宋版 律宗三大部并記文」 平成一三年 中国古版経調査報 平成四年、
- にア群にはない「広劉」が見え、また料紙も異なるので異版である。(2) 静嘉堂文庫所蔵『四分律刪繁補闕随機羯磨疏』は、字様はよく似るが刻工名
- 国立公文書館 北の丸 一三号 昭和五五年(3) 平井芳男 長澤孝三「明治二四年宮内省に移管した内閣文庫本について」
- (4) 阿部隆一「宋元版刻工名表」『阿部隆一遺稿集』第一巻 平成五年 汲古書

院

尾崎康『正史宋元版の研究』平成元年 汲古書院

- 5 註1『中国古版経調査報告書』には東大寺所蔵『行事鈔』中一、『資持記』下一、 覚」とは同じ性格を持つ印の可能性がある。 位置が紙背であることや寸法がほぼ同じであることなどから、あるいは「空 を持つ方一・三杉の黒印の存することが報告されている。 唐招提寺所蔵『済縁記』一上、 二下、三下、四上の紙背には 全紙ではないが 「教範」の印文
- 6 拙稿 公編『禁裏・公家文庫研究』第二輯 「書陵部所蔵宋版一切経の来歴について、その印造から現代まで」田島 思文閣出版 平成一八年

『快友寺一切経調査報告書』山口県教育委員会

平成四年

7 写真3に掲示の角筆は平成九年に小林芳規氏に報告、『角筆文献目録』 としていたので今回宋版に改める。 (一九九九年版) 二三三六号に登録されたが、その時は調査には至らず明版

一紀)

中村

書誌事項 覧

凡例

- []内は、 角筆についてはほぼ確実と思われる帖のみに注記した。 帖の法量・界高 (第一丁)・丁数・点の有無を示す。 但し
- した。 刻工名は判読可能箇所のみ表示し、丁数を () 内に、 墨釘を■で示
- 字体は特殊なものを除き、常用漢字に改めた。

ア 一切経律部零巻十一種

四分律刪繁補闕行事鈔

九帖

紙五面 面六行行一九字

> 上—四 [三〇·七×一〇·八、界二三·九、三一紙、 朱句読点]

刻工 陳丘(2.3)、清(7.22)、 (15~18·27)、江政(26) 至道 (10・11~13)、張清 (9・23)、 逢

[三〇·五×一〇·八、界二三·五、三八紙、 朱句読点

刻 工 方(2)、徐彦(6)、江政(19·20·22~27·33·34)、至道(32)、 宋道

(35)、張(36)、江(38)

施財記 第二丁糊代中

陳景元妻黄細一娘捨財開此一板荘厳浄土

中—二 [三〇·六×一〇·八、界二三·七、三四紙、

■ (16)、宋道 (19)、政 (22·23)、

中一三 [三〇·六×一〇·九、界二三·一、 四四紙、 朱句読点、 送り仮名、 角

刻 工 江政(2~5.7.11.17.19.25.26.29)、江(9.24)、 36.38)、張清(41) 清(30·31·33·35

施財記 末尾

法訓可紀共施拾伍貫已上共開此鈔一巻庶使福固/皇基利資黔首宗教不壅 仏種無窮 住単于吉祥院嗣律比丘道興施財陸拾貫比丘行元捨銭参拾貫/福源院比丘

中 | 四 [三○·六×一○·九、界二三·三、三六紙、角筆]

刻 工 逢(1)、之(2~4)、章(11~23)、清(25·35)、由 27 \(\) 高 30

張清 (33)、■ (34)

[三〇·五×一一·〇、界二三·〇、三五紙]

章(3)、清(4·6·9~11)、方成(12)、高起(16)、洪茂(19·8)、

(20:27)、先(23)、 高 (32 (34)

施財記 第三丁糊代中

女弟子黄百七娘施財参貫開此一板

[三〇·六×一〇·九、界二二·七、三〇紙、 朱句読点]

方 (2·9·12)、方成(6·11)、成 (8)、江政 (13~15·17·19·23·26· 陳然 (24)、 通 27· 28

第一〇丁糊代中

女弟子張十九娘子法名浄空与合家等開此

-三 [三○·八×一一·○、界二二·九、三七紙、朱句読点 一板

刻工 宏(2~5)、清(7)、先(2)、章(21~23)、高(25·26~28·30·34

施財記 末尾

明州昌国県比丘益休清逢普持道標梵迎梵端用輝子阜/普日子誠法論用規

用昇彦和正瑫普周道逢子預恵生道/ [三○·五×一○·九、界二二·七、三七紙、朱句読点、角筆] | | | | | | |

下—四

刻 工 至道 (5·6)、道 (21)、■ (2·4·11·12·17·27·28~36

刊記 末尾

癸丑紹興三年五月十六日明州奉化香厳蘭若重開

四分律刪繁補闕行事鈔科 帖 一紙五面、 行字数不定

[三○·六×一一·一、界なし、一七紙]

刻 工 江(4·5·17)、方成(11)、方(12)、章(13·14)、

四分律行事鈔資持記 上—四 [三○·六×一一·○、界二三·九、四二紙、朱句読点] 二帖 | 紙五面 | 一面七行行二二字

王(2)、江通(33·36·37·39)、通(24·25·26·28·32·34)、 逢 27)、

运 29

中—— 上 [三〇·六×一一·〇、界二三·五、二七紙、 朱句読点、 送り仮名]

宏(1~8·16·17~23)、章(9~13)、

施財記 末尾

明州昌国県弟子陳達可施一十貫文省周庶施一十貫足/呉珣并妻周氏妙生 施一十貫足呉詵母親章氏妙行施/一十貫足趙昌劉仲華并妻孫二十娘王彦

> 已上施財共刊此一巻 用之/范□潘□政王先三孜各施銭一貫文女弟子張/氏浄修募到六十貫文 円鄭氏正隠徐三三娘荘百一娘/史小十六娘各施銭一貫五百文弟子応捸范 衡周/彦従并妻王十九娘女弟子潘三十三娘各施銭三貫文/女弟子厲氏妙

-一下 [三○·四×一一·○、界二三·九、三七紙、 朱句読点]

刻 工 宏(2·4)、張清(6)、洪先(9)、洪■(10)、江通(13~15·19)、

江政(17)、逢(21)、先(31)、洪先(32)

中—二 [三〇·六×一一·〇、界二四·二、三七紙、 朱句読点

江通 (4·19)、江政 (6·32)、通 (10)、■通 (17·18)、 江 (25)

中—三上 [三〇·六×一一·〇、界二三·九、二三紙、朱句読点、 、 角筆]

刻工 洪茂(11)、■(7~10・12~23)

施財記 末尾

師道芝施三十貫文/慈覚院賜紫比丘如亮施五十貫文已上施財/共開此一 前住禅悦院伝教賜紫妙空大師慧超一十貫文/崜鴻院住持伝律賜紫普証大

中—三下 [三〇·五×一一·〇、界二三·一、二九紙、角筆] 巻以永流通仏種不断者

刻工 章 (1·6·11~13·23·26)、洪先 (3)、■ (7·8)、宋 (1·19)、宋

道 (15·17·20·22)、

中 | 四 上 [三○·六×一一·○、界二三·八、三二紙、角筆]

刻 工 姚□(2)、施宏(3·4·12)、洪茂(8)、宏(23)

施財記 末尾

明州臨壇宗師住普済寺華厳院嗣法慈慧/梵行大師宗暐謹施長財一百貫文

刊此一/巻以永流通期律範玄綱□而□□□

刻工 宏(2~4・11~13・15)

占下

[三〇·六×一一·〇、界二三·二、一九紙]

施財記 末尾

住持開元三学院臨壇伝律比丘法珣施長財陸拾貫/開此記 一巻庶使宗教流

通仏種不断

[三○·六×一一·○、界二三·一、三四紙

通 (9・11)、 □通 (14)、之 (19·31·32

下―二 [三〇・六×一一・〇、界二三・四、二五紙、朱句読点、送り仮名]

章 (2·3·5)、■ (6)、之 (11)、由 (14·19)、宋 (21·23)

施財記 末尾

金縄院住持伝律無相湛舜大師恵忱/証心院嗣律比丘行宣共施長財一百貫

/ 開此記一巻庶使固/皇室之封疆新毗尼之寿命

下─三 [三○·三×一一·○、界二二·九、三九紙、朱句読点]

刻 工 章 (2:3:5~8:13~17)、 (18:19:25:29:30)、 先 (20~22:31

33)、江通(35)、通(39)

下—四 [三○・五×一一・○、界二三・一、三三紙、 朱句読点

刻 工 宏(2·4·5·8·11)、方成(15)、由(21~23·25)、宋(32

上[三〇·五×一一·三、界二四·四、 紙五面 一面五行行一七字 行界あり、二四紙]

四分律比丘含注戒本

二帖

刻工 末 銭塘洪先刀

中(存末尾一紙 下に合貼) [三〇・五×一一・〇、界二四・七、朱句読点

[三○·五×一一·○、界二四·五、一五紙]

書写者 末 上黨鮑璘書

四分律含注戒本疏行宗記 八帖 一紙五面 一面七行行二三字

─上 [三○·六×一一·○、界二三·三、四二紙、 角筆]

宏(12~14・16~19)、江(21・25~27・30)、 37 40 . 由(33~35)、■(36)、章

[三○·五×一一·○、界二三·九、二九紙、 朱句読点、 角筆」

刻 工 明(6:10:21:27)、徐(11)、 22 5 24 高 (12~15)、 彦 19)、 20 25 26

校記

由

徐彦 (28)

前文第十紙釈仲尼字文悞嘉定癸酉夏/安居日四明滄州首座比丘徳森

「三〇・五×一一・〇、 界二三・〇、三八紙、 朱句読点、

刻 工 先(2·3·5·7)、陳(18) 江 (19·25·27)、宏 (29·36)

<u>一</u> 下 [三〇·五×一一·〇、界二二·七、三三紙

刻 工 宏(4·6·10)、明(13·17)、由(20·22·23·27·29·30)、牛実(24)、

口実 (25)

三 上 上 [三〇·六×一〇·九、界二三·八、三二紙]

刻 工 宏(1·2·4)、先(7)、江(11·13)、陳(17)、 高 25 5 27 ,

明

30 32

三一下 [三○·五×一一·○、界二三·一、三五紙、

刻 工 先(1.5)、茂(3.6.10.11)、高(14~19.33)、江(20.22~26.29)、 朱句読点

文(27)、由(35)

四 | 上 [三○·四×一一·○、界二三·○、三四紙、朱句読点.

刻 工 江 (3·5·25·29·34)、陳 (9~11)、徐 (12)、彦 (13·14)、■刀 (15)、

高 (16~18)、由 (19~22)、葛 (24

四 | |下 [三〇·五×一一·〇、界二二·一、三二紙、 朱句読点

刻 工 宏(3~7)、宋(12)、明(18)、先(22)、高(23)、彦 26

四分律含注戒本疏 八帖 一紙五面 一面六行行一九字

一 | |本 [三〇·五×一一·〇、界二三·二、三〇紙]

洪先(5)、方(9)、蔡(29)

[三○·五×一一·○、界二三·一、三一紙、朱句読点]

刻 工 宏(2·3·6)、蔡(4)、洪茂(11·13~15·17)、玫(29)

[三〇·六×一一·〇、界二三·四、四〇紙、 朱句読点

刻 工 清(1)、章(4)、蔡(5)、政(10·39)、 江政 (14)、逢 18

一 下 [三〇·五×一一·〇、界二三·二、三三紙 (但し尾欠)]

清(3·12)、蔡(4·6~11)、 張清 (13)、 王玫(30)、

[三○·六×一一·○、界二三·四、四○紙

蔡(1~3)、洪(4)、 清 (12~20)、江 (21:25)、政(22~24:26)

宏 (36)、明(37)

三一下 [三○·五×一一·○、界二三·九、四一紙、 朱句読点]

刻 工 茂(2·3)、洪(4·39)、蔡(5·6)、宏(7·15·16)、清(11~11)、

宋(19)、高(21)、蔡(23)、 明 (31 33 33

[三○·五×一一·○、界二三·一、三四紙、朱句読点]

刻 工 蔡(1~6·17·18)、宋道(7)、洪茂(19)、明(2·33·34)、高(27

29)、清(30:31)

四|
下 [三〇・六×一一・〇、界二三・一、三三紙(但し尾欠)、朱句読点]

刻 工 蔡(1・2・30~33)、彦(4)、清(7)、 江 12 14 19 21 、

28 29

釈四分律含注戒本疏科分 <u>一</u>帖 一紙五面、 行字数不定

上 [三○・六×一一・○、界なし、二五紙(但し尾欠)]

刻 工 高(11)、江(15)、彦(16·19)、明(18)、徐(21)

[三○·五×一一·○、界なし、二九紙]

明(5)、彦(7・24・26・28・29)、宏(10)、 高 (14~17)、 江 21

徐 (25)、■ (27)

刻工

曇無徳部四分律刪補随機羯磨 二帖 一紙五面 一面五行行一七字

上 [三〇・五×一一・〇、界二四・一、行界あり、二一紙、 朱句読点]

刻 工 徐 18)

施財記 末尾

鄞県鄞塘郷姜山里李浦西上保居住清信弟/子王実妻康小七娘與闔家等謹

施浄財四十貫/助開此板功徳祝献/諸天乞保家眷身位安寧者

下 [三○·六×一一·○、界二四·一、一八紙

刻 工 なし

四分律刪補随機羯磨疏 七帖 紙五面 面六行行二一字

刻工

上

[三〇·五×一一·二、界二四·四、二六紙、

朱句読点、

送り仮名、

角

宏(4·12·13)、高(10·11·16·17)、 江 20 21

施財記

嗣法比丘法傳二板臨壇傅律德雲大師法瑫七板/住法雲律院法孫明浄大 臨壇証法比丘梵珂刊三板興善院臨壇傳律比丘祖印七板/住開元寺経院

師師瓘刊五板功徳奉答/四恩三有

一下 [三○·五×一一·二、界二四·四、二九紙、 朱句読点、

刻工 江(5·19·22)、先(9·21)、高(13)

施財記

用清比丘了義法端法全各開一板/戒香寺懴院住持傅 教真舜大師法玘刊 慧雲大師元亮/円証大師子因戒辯大師中憲宝覚円通大師中愿/明義大師 住赭山清果院嗣律比丘子潜三板明律比丘曇省二板/妙空大師道架二板 三板/妙明大師元瑀刊二板妙果大師道禧比丘尼法珣/梵微梵興智明法韶

正宗法英法昇各施長/財共開此巻功徳奉答恩有

[三〇·七×一一·二、界二三·七、二九紙、朱句読点、

角筆

江(3.7.8)、宏(6)、高(13

一 上

一下 [三〇·五×一一·一、界二四·四、二〇紙、 朱句読点、 角筆

宏(3・10・19) 工名なし(1・4~9・11~18・20)

[三○・五×一一・一、界二四・一、二七紙、 朱句読点

江(2:4:6:7:10:11)

施財記 末尾

明州定海県崇丘郷長山管沿江里江橋/頭保居住弟子周譚妻季氏十三娘闔

家等/謹施浄財鏤一十板功徳奉答恩有乞/懺罪根荘厳浄報

[三〇·五×一一·二、界二四·四、三〇紙、

朱句読点

宏(5)、江(8:11:21:25:27~29)

三一下

四||下 [三〇·五×一一·一、界二四·三、三二紙

刻 工 宏(2・4・5・13・14)、■(9)、陳(17・19)、然(23)、高 26 27

32

釈四分律刪補随機羯磨疏科分 —帖 一紙五面、 行字数不定

[三○・六×ーー・○、界なし、一八紙」

刻 工 江(2·3·11~13)、■(14)、陳(16)

四分律補随機羯磨疏済縁記 七帖 一紙五面 一面七行行二二字

[三〇·五×一一·〇、界二四·一、二九紙、 朱句読点]

刻 工 宏(7.8.14.15)、高(9~11.18.19.26.27)、江(24)、 陳 28

[三○·五×一一·○、界二三·八、二四紙、朱句読点]

刻 工 清(3·10)、江(5·6·12·21)、高(8)、宏(14)、(23) 陳、 王雄

二上上 [三〇·五×一一·〇、界二三·一、二六紙、 朱句読点

 $\widehat{24}$

高(3·5·7·8·11·14·15)、清(4)、■(6)、宏(19~22)

一下 [三○・五×一一・○、界二四・○、二五紙、朱句読点

宏(11)、■(13)、工名なし(2・4・8・14~18・20・21~25)

刻 工

三上上 [三○·五×一○·九、界二四·一、二七紙、朱句読点]

刻 工 先(4)、陳(6·7)、宏(11)、明(17)、清(20·22)、 高 23 24

25 27

三一下 [三〇·五×一〇·九、界二三·四、四三紙、 朱句読点

宏(4·6·7·20)、江(9·11~13·16·41~43)、清(24)、 政 39

[三○·五×一一·○、界二二·八、二六紙、朱句読点]

陳(7~9)、高(10~12)、江(11·18)、高起(19)、宋(20)、高 22

23

1

四分律刪繁補闕行事鈔科 下 帖 紙五面、行字数不定

[三○・六×一一・一、界なし、存七~一七紙

刻 工 方成(11)、方 12

釈金剛経纂要科分 三 帖 紙五面、 行字数不定

ゥ

[三○・八×一一・二、界なし、

刻工名なし

ェ 金剛経纂疏要刊定記 序~巻六 六帖 一紙五面 一面六行行一七字

巻一「三〇·八×一一·四、 界二四•〇、二三紙]

巻二[三〇·九×一一·四、 界二四·〇、二四紙、 角筆]

巻三[三〇・八×一一・四、 界二四・三、二二紙」

巻四 [三〇·五×一一·四、 界二三・八、二三紙

巻五 [三〇・八×一一・四、 界二四·〇、二四紙

巻六 [三〇·八×一一·四、界二三·八、二三紙]

刻工 巻六末尾 四明洪悦洪昌/楊昌陳章刊雕

巻六末尾 金剛経圭峯疏論纂要二巻長水刊/定記六巻科文一巻計九巻

一百八/十四紙明州湖心広福院鋟板流通/淳熙丁酉仲夏望日畢

金剛般若経会解 上下 冊

工

オ

[二七·一×一六·○、四周双辺、 国郭内二〇・一×一三・三、 半面

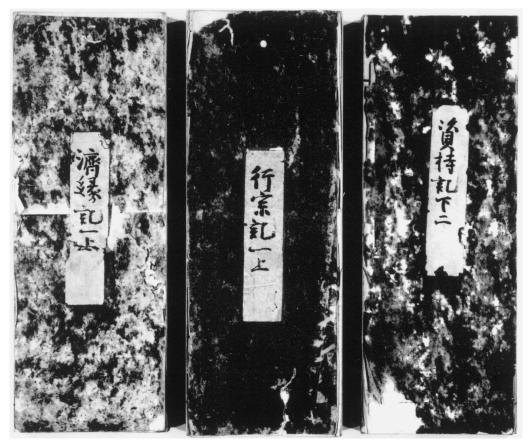
〇行行二〇字〕

時嘉定辛未閏月望絶筆栢庭善月序

序版心 四明方信刊

刻工

本文末尾 四明方礼方信刊、 跋末尾 刊者顧達



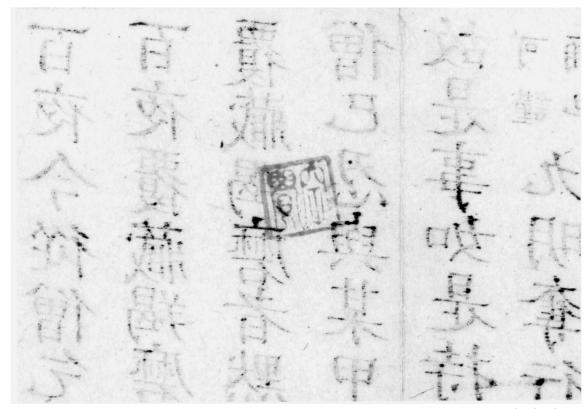
(写真1)

故云十數指出中的傳樂慧校撰撰二傳在後今非所指數我謂非久即十一年也通前共十一人此樣正用為言下次明行法先示前緣德鎧即十年九月死俄下明足滿 四分律行事鈔賞持記中一上 生信奉故下顯意龜辨吉凶鏡分好醜千載之下不容濫 典詳今鈔文多引僧傳然其事跡編在諸文故通指之令 宣王撰三寶記傳或稱佛史或号僧録等晉宋雜録即俗 名僧傳梁寶唱撰僧傳序云琅邪王巾撰僧史齊竟陵文 次至十年下示衆鎧代成初叙衆鎧西來即天竺國人初 可解諸下三叙懷疑求受先明宋足處請下示跋摩許可 乃影福寺足慧果等騰西足語咨問跋摩摩下跋摩答釋 此土立壇之始又下二級發起端由先明西足怪問據傳 楊州即宋所都以此後於南林寺前園中築戒壇受武即 縁中初標若據墨諦羯磨足法備足則知曹魏以來即從 自出為好取的巴前五另作和对日出奏又了 无嘉即宋文帝時改号凡三十年求那跋摩此云功德鎧 初月至下引示初示求那許請文又為三初叙求那西至 請胡僧出羯磨是也鄉為祖獨遺她雖者未之思耳文尾 明州昌國縣弟子陳達可施一十貫省 方可行之理必先有西尼到此今云初緣乃二衆受戒之 泉邊受此準五分十一衆受十僧之外須一足為和尚 但迦羅不用別請墨諦出之故今但推墨諦即僧傳 珣并妻周氏妙生施 從并妻王十九娘 周無施一十實足 教各施錢三貫文城 王彦街 周 章氏妙行 女弟子張 施

(写真2)

意推詳感盡理明行極果滿謂之聖人名通凡小及以因 隨師之姓氏於下記其處也終南在古長安西南五十 本師耳利見周易乾卦二五兩爻皆云利見大人彼明 準下批文凡經兩出此即後修之本序文序教源中初 後因智藏法師居之故改為豐德耳撰即訓述示其謙 字標其時也次五字示其号也沙門即出家之通名釋 明或附文而披釋其猶使江河之滞塞使川澤以疎通 聽者披文見意謂羯磨本文全依佛語雖加注釋言略 含來學拔尋不無疑雖故須開釋陪悟未聞或立義以 文故上並所解疏為能解上皆所序序為能序所解 啻於韋編三絕隨間著録敢遵於墨印四求康令垂松 也叙如來出世設教之一意明羯磨教有所歸觀謂以 深文由弦流暢故也序義如常臨文自舉撰号中上 石可消願言為既勉夫來學無 爱自玉毫收彩於西乾貝葉流律 為深闡四縁而作疏添露微善獲追遺音竭慮研樂 豆謂反光前代使僧海還同於一味祖燈分照於無 不自釋而云疏者結界篇云疏者疏也疏決疑壅必 **家興賴我聖師慨兹凡康知時** 三字標所宗律簡他部故次六字標能宗羯磨鎖 一山豐德寺在終南之豐谷準僧傳本号曹 骨均其為用也身口意而一致爭 紛旣 **磨跡濟緣記一上**并序 趣皇之路唯兹勝法備此 於東夏微言始紹

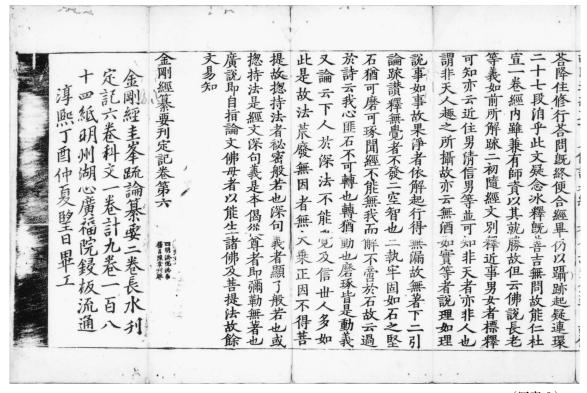
(写真3)



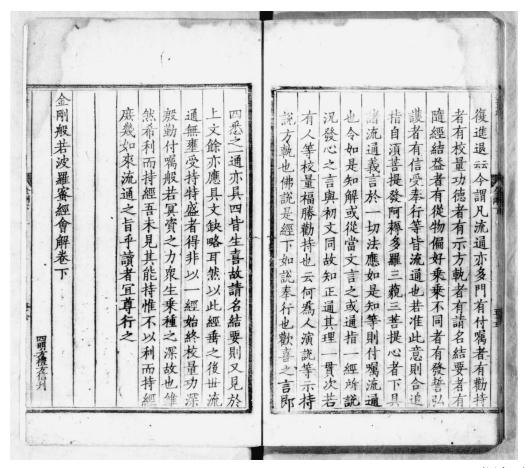
(写真4)

酷船的各位或可 無別各之之。 監視人人

(写真5)



(写真6)



(写真7)